

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 35 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成21年12月11日（金曜日）	開会 13時30分	閉会 14時40分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外議員～窪之内、関藤、大谷		田湯次長
欠席委員			寺嶋主査
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	会議の冒頭、山口委員長より広域ごみ処理施設建設に係る議件の今後の審議方法について報告があった。		
	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	(1) 今後のごみ処理について		
	2 その他について		
	なし。		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することした。		
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊞		

平成21年12月10日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成21年12月 8 日付け滝議第162号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長

市民生活部くらし支援課長

市民生活部くらし支援課主幹

西 村 孝

深 瀬 文 彦

南 均

(総務部総務課総務グループ)

第35回 厚生常任委員会

H21.12.11(金) 13:30
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）今後のごみ処理について

（資料）くらし支援課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 35 回 厚生常任委員会

H21. 12. 11(金) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員 長

委員動静の前に 1 件報告させていただく。前回の厚生常任委員会において、事務局より広域ごみ処理施設建設に係る特別委員会の設置の検討について報告があったが、その後、正副議長、正副委員長、さらに所管と協議をした結果、現時点においては特別委員会は設置せず、この問題については本委員会において審議をし、中空知衛生施設組合議員の方が本委員会に 2 名入られているので、効率的に審議を進めていく上でほかの 3 名の組合議員の方にも委員外議員として出席していただいて進めていきたいと思うので、報告させていただく。次に委員動静だが、全員出席。議長出席。委員外～窪之内、関藤、大谷。

1 所管からの報告事項について

委員 長

(1) について説明願う。

(1) 今後のごみ処理について

西村部長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺

① 資料の図で伺う。参考までに北空知や砂川地区のほうの動物の焼却はどのようなになっているのか伺う。

② 中空知のところで焼却処分を除くとある。それぞれの組合は焼却処分の事務を行っており、広域連合のほうに矢印があるので広域連合に焼却をしてもらうのはわかるが説明願う。

③ 執行機関として広域連合長 1 人、副広域連合長 13 人、会計管理者 1 人などがあるが、必要な補助職員の待遇について伺う。また設立のための事務局ということでの補助職員はわかるが、設立の事務局は補助職員と一緒に業務を行うのか伺う。

④ スケジュール表について全体としてはわかるが、滝川市としてはどういうふうに考えているのか伺う。

南 主 幹

① 中空知ではこの関係市町の犬、猫を焼却している。北空知、深川地区については、中空知が委託を受けている。砂川地区が別に持っており、委託が単独で行っている。

② 組合に焼却の事務が残っていると、今度広域連合で焼却の事務を持つことで同じ地域で焼却の事務を 2 つの団体が持つことになるので、広域連合支援組織のほうに焼却の事務を持っていただき、それ以外のところからは焼却に関する事務を除くということである。

西村部長

③ 補助職員の処遇の関係については、まだ具体的には決まっていない。設立の事務局とは、恐らく準備会事務局のことを言われていると思うが、準備会事務局は新組織が立ち上がり、事務局が発足した段階でなくなるということが考えられる。ただ広域連合のほうで事務がスムーズに進むためには、形の上ではなくなるだろうが、実際の事務の手伝いはあくまでも 3 組合、歌志内の準備会事務局であり、なくなったとしても応援体制はとらなければならないと考えている。

④ スケジュールの中できょう厚生常任委員会を開催していただき、規約の中身等を説明させていただいた。14日の議会運営委員会でお諮りして4定の最終日、16日に追加提案という格好で進めたいと考えている。

委員 長 他に質疑はあるか。

酒 井 90トン、45トン掛ける2にした根拠を示していただきたい。以前から現在のごみ量からして45トン掛ける2がふさわしいということで説明していたが、なかなか理解できないので伺う。

南 主 幹 90トンの根拠ということだが、平成19年度のごみの実績値が2万4,845トンある。これは年間処理量なので365日で割り、実稼働率0.8で割り、とまったりすることもあるので調整稼働率ということで0.96で割ると、83.63トンぐらいになる。普通は余り端数をつけないので、一応90トンということで計画をさせていただいている。これは19年の数字なので、ごみ処理基本計画ということで今コンサルで調べているが、90トンはあくまでも仮なので、その結果で85トンになるかもしれないし、95トンになるかもしれないが、それはわからない。

酒 井 90トンが仮の数字ということは理解した。ただ20年間を見通すに当たり、現在よりごみ量がふえるという考えなのか、それとも減っていくと考えているのか。普通に考えるなら人口比などに応じてごみ量も減っていくと見るのが当然と思うが、そういった点で現在の考えでいくのが本当に正しいのか。基本計画が出される前にある程度の推計値が出されなければならないと思っている。前回の会議でそうした数字については、あくまでも基本計画ができなければ出てこないという話だったが、焼却施設を建てる上で一番根本になる数字だと思う。それから考えると滝川市においてのごみ量の推計値について、人口の推計は各統計などで出ているので、それをもとにして出てこないのか。もし出るなら資料要求したい。

南 主 幹 基本計画の中で構成されている14市町のごみ量、人口などをすべていろいろな計算式において推計しており、広域連合ができた中でそういう規模の設定がされていくと思う。将来のごみ量を見据えて考えるのが当然だと思うが、仮に20年後に現在のこの地域の人口が14万人から10万人になったとして、ごみ量を設定して焼却炉をつくったとなると、運転してすぐにごみはあふれる。その辺を勘案しながらこれから検討していくということで計画している。

酒 井 ① 計画では現在を最高と見ていると思っていた。あふれるということならもっと大きな物をつくらなければならないと思うが、そんなことはあり得ない話だと思う。維持管理費について伺う。建設費については固定されているということで、そのままの数字で推移するというのは理解できるが、維持管理費については3カ年平均のごみ量割ということで、数字の変動によって金額が変わってくると思う。構成比の中で滝川市はかなり大きい。例えば滝川市が一生懸命にごみ量を減らし、ほかの地域は自然減として減っていく分しかなかったという場合、滝川市としての負担はどうなるのか。全体として構成比が高い以上はそれほど変わらないと思うが、このことについてどのようになるのか伺う。

② あくまでもコンサルに出されたのは仮の数字であり、変動する可能性があるのは理解するが、規約については、この規約案を採決した議会もあるということを知っており、この案がそのまま使われるということもあると思う。広域連合議員の定数について伺うが、小さな自治体でも配慮されるように1人を確保した、さらにごみ量などの方法について3人、2人ということで確保したと

の説明だったが、そもそもごみ量で考えていくのであれば、滝川市は3人でなく4人ではないのかと思うが、滝川市に関する考え方を伺う。

③ 副連合長についても連合長以外のものすべてがという形になっている。構成自治体が4つ、5つというところではそうしたところも非常に多いと思うが、構成自治体が非常に多いところで連合長がたくさん並ぶというのはどうなのか。運営上はスマートになると思うが、広域連合に13人の連合長が出席する形になるので、その辺について伺う。

④ アセスのデータについて、以前に伺ったときに一部使える部分があり、それが新施設に対して役に立つということだった。実際今回アセスを取るに当たり、四季を通してのデータが必要ということで、アセスに関するデータが活用されるとしても期間的にはほとんど変わらないと思う。一般的なごみ処理建設と比べてアセスのデータは短くなったのか、それとも同様と見ていいのか伺う。

⑤ 新施設の雇用について伺う。歌志内市が誘致を表明してから新施設は歌志内市でということ計画されている。エコバレーで雇用されていた方々も一部は解雇されたり、休まされたりということで非常に大変な部分があったと聞いている。新施設になるに当たってそうしたものが考慮されるのか、それとも今までとは別のものになると考えていいのか伺う。新施設建設に伴い、中空知、北空知、砂川地区の3地区での雇用は拡大するのか、変わらないのか、下がるのか見通しについて伺う。

⑥ ダイオキシン規制について伺う。歌志内市での説明会でも、設立については理解するが、細かい部分については理解していないとの声が多かったと聞いている。ダイオキシン規制については5ナノグラムということで数字が出されているが、これはあくまでも国の規制の最大値で、これから下がるということも考えられるので、どのように考えているのか伺う。

⑦ ストーカー炉は一般的な焼却炉なので、それほど技術的に難しい部分があるわけではなく、たくさんの自治体で使われているという実績がある。ただ一番大変な部分としてバグフィルターの部分でお金がかかるということがある。ダイオキシン規制について、仮に自主規制で5ナノグラムからさらに下げていくとバグフィルターの金額が大きくなるのが懸念されるが、維持管理費との関係で金額が大きく変動するような要素は今のところ考えられないのか。灰溶融炉は今回含まれていないことで賢明な判断だと思う。仮に広域連合の中で別の地域の方が必要ということ言えば金額的に大きく変わってきてしまう。仮にコンサルの金額だと言っても、これがもっと変わっていくとなると約束と違うという話になるわけで、そうすると設立時点にさかのぼって問題が問われることになる。そういったことも踏まえて変動などがないのか伺う。

⑧ 現在の予定されている場所の埋め立て年限について、灰を何年間埋め立てることができるのか伺う。

⑨ 地図では、エコバレー歌志内と空知炭鉱の部分という形になっている。用地関連についてスケジュールが出されているが、こういった形で進めるのか伺う。

⑩ 全体の維持経費が仮に一定で動くとなると、それに占める滝川市のごみの搬出量が減ってくれば、例えば35だったのが30に、ふえれば40にもなるということでの滝川市の負担の増減はあり得る。それは3カ年平均のごみ量で変動するということである。

西村部長

② 規約の議決状況だが、きょう現在で砂川市と奈井江町で規約を議決いただいたということである。議員定数の関係だが、議員定数をごみ量または人口等で勘案すると、一つの方法として全体でそれぞれ国調人口が来て議員1の場合の一番多いところが1、議員2にした場合は、滝川市であれば4万4,000人が2万2,000人ということで3人、4人と落としていくと、滝川市が1、2を占め、その次に深川市、砂川市、少し離れたところで赤平市が出てくるというような順番が、ごみ量割でも人口割でも同一の算定となった。滝川市1にプラス2、3番、4番に続いた深川市、砂川市をプラス1というような議員定数にしたいということである。

③ 事務局案としては、現在の一部事務組合の3組合の組合長3名体制でどうかということで5市9町の全体会議で諮った。5市9町の方からは、議員は最低1名は出るので広域連合とのつながりはできるが、首長のつながりがないのではないかという意見があり、それを諮って連合長以外の首長については副連合長に当てるという結論である。

④ アセスのデータについてだが、四季を通じてのデータが必要ということで同様のアセスのデータが必要ということである。

⑤ 新施設の雇用、または中空知、北空知、砂川地区のほうに雇用が拡大するのかについては、今のところはどのような格好になるか未定である。

⑥ ダイオキシン規制について、国の規制値は平成19年の実績でいけば90トン、45トン2炉、1時間当たり1.875トンという形になると2トン未満ということで5ナノグラムということである。自主規制するとなると設備投資、インシヤルコスト関係で幅はあるが億単位はかかると思う。フィルターを定期的にかえなければならない、規制値を守るために普通より多くしなければならないということも考えると維持経費も増大するというところで歌志内市の住民説明会でも説明していたと思う。

⑦ ストーカー炉でいいのか、灰溶融炉まで拡大するのかについては、5市9町の新組織の中で検討されるものと思う。

⑧ 今エコバレー歌志内が埋立地として使っている場所については、平成25年3月まではエコバレー歌志内が使うが、その間の埋め立て量を換算しても残容量でいくと25年程度は新焼却炉の焼却残渣を埋め立てることができるのではないかと計画しているところである。

⑨ 建設地と最終処分場の底地ということで、地主さんとの交渉をしていただいているところで、まだスケジュール等については明確になっていない。

酒 井

ごみ量の減量について伺う。全体の経費が一定で滝川市だけが減ることになれば、全体の中での滝川市の構成比が減って金額的に減ることが確認された。やはり滝川市としてはごみ量を減らすという考え方を積極的に持つ必要があると思う。割り算をすれば根拠とされていたトン当たりの処理単価が単純に出てくるが、現在のままでは値上げ後のエコバレーの数字と変わらない。将来的に見れば市全体が頑張れば減らしていける、こういう形で減っていけばごみ袋についても値上げしなくても済むという道筋を示す必要があると思うが、そういった考えを持っているのか。今は設立することが精一杯で、ごみ量減量、さらにごみ袋値上げにつながるようなことは全く考えていないのか伺う。

西村部長

ごみ袋の料金値上げについては、まちづくり懇談会でも市長から説明しており、新タッグ計画の中では平成21年度中に一定の方向を出して22年度からの料金

改定ということで進んでいたが、エコバレー歌志内の問題が出たことから 21 年度中の検討を中断し、22 年度当初からの料金値上げについては先送りせざるを得ないということである。ごみ量を減らせれば新組織での経費負担が減るということで、どのような方法があるのかまちづくり懇談会でも市民の方をお願いした。マイバックを持つなどして不要な物は買い物の際に受け取らない、または大型店に設置している食品トレーや牛乳パック入れなどへの搬入、3 R、5 R の活用をお願いした。行政としても何ができるのか検討しなければならないと思うが、どのような方法があるのか、行政だけでできるのか、市民の方にごみの分別方法まで変えてお願いしなければならないのか、その辺は今後の検討課題と考えている。

委員長
酒井
西村部長
酒井

先ほど質疑の中で資料要求があったが、もう一度確認する。

私が資料要求したいのは、今後 20 年の滝川市のごみ量の推計である。

今現在、20 年先を読んだ推計値はない。

ごみ量の推計がない中で出していくというのはあり得ない。この数値は一体どこから出てきたのか。平成 18 年、19 年、20 年の実績だけで出したということなのか伺う。

西村部長

説明不足な点があったかもしれないが、新規約の中の経費負担のことと思われるので改めて説明する。第 17 条、経費の支弁の方法の第 1 項については、(1) から (5) までで、第 2 項第 1 号に規定する負担金の額については、施設の建設に要する経費については公債費を含み、均等割 10%、固定ごみ量割 90% とし、この場合の固定ごみ量割の算定基礎については、関係市町の平成 18 年度から 20 年度までの 3 カ年平均、第 2 号の上記の経費を除くその他の経費のごみ量割については、算定基礎を関係市町の前々年度までの過去 3 カ年平均ごみ量割ということで、このごみ量割の算定については変動するということだが、こういう意味での質疑の中身か。

酒井

私が伺いたかったのは、ごみ処理施設をつくる際の根拠となるごみ量がどうなっていくのかという点でのごみ量の推計というのが 1 つで、もう一つは維持管理費が今後どのように変わっていくかを推計するためのごみ量の推計である。20 年と言ったのは、以前に渡された算定表で向こう 20 年間での算定と書かれていたためで、向こう 20 年間の各自治体でのごみ量の推計がされていると思った。全体としてつくってそれを 20 年で割るというようなことは計算としてはあるかもしれないが、あり得ないと思うので、そういう点で今後においてもごみ量減量のための基礎資料となるものであり、目標にもなるものであるので、そういった推計値はなければならないものと思う。先ほど部長は建設については 3 カ年の固定費だからという話をした。それはわかるが、その前の段階で本当に 90 トンでいいのかという話し合いもあった。基本計画の中で 90 トンでなければ、80 トンに下がる可能性もあれば 100 トンになる可能性もあるわけで、それはごみ量推計というものが理論立ってなければ出てこないと思うので、そういう点で伺っている。

南主幹

冒頭申し上げたが、ごみ処理基本計画を今進めている。その中で 14 市町のこれからの人口推計、ごみ推計を出しており、それで実際の規模を決めていくということで説明した。これから 20 年間の算定表については、単純に年の維持管理費が幾らという仮置きをした中で、それが 20 年たって幾らということで出したものである。仮に全体で 124 億円かかるとして、それを 19 の市町で今のごみ量

	で割った場合はこうなりますという表である。実際の規模などについては現在調査をしているところである。
委員長 酒井	資料要求はしないことでよいか。 この規約を決めることは、規模を決めることにはならないと言っているが、結局は大まかな規模を決めるのはこの規約の部分だけである。これ以降は広域連合で議論されるので、それを滝川市のほうでしても全く別の自治体で話していることでおかしくなってしまう。今しかないということで伺ったが、基本計画が出なければできないということでその点では残念に思う。もしそれにかわるような資料が出れば提供していただきたいと要望しておく。
委員長 南主幹	所管としてはいかがか。 規模の話をされたが、今単純に平成 19 年度のデータで 90 トンということやって、本当にそのまま建設した場合にロスが多くなる可能性があるので、コンサルが調べて 90 トン必要なのか、80 トンでいいのかを検討しているところである。むだな税金を使う気はないので、そういうことを今調査しているところである。
西村部長	委員が言われたこの規約を決めた段階で施設の規模まで決まるということについて、これは新たな組織をつくる規約で、認定いただいて新たな組織が次のステップとして今いろんな基本計画などの情報を得て何トンクラスがいいのか、1 炉がいいのか、2 炉がいいのかを検討する基礎段階での規約の認定をいただきたいということなので、規約認定イコール規模が決まるということにはならないと考えているので了解いただきたい。
委員長 窪之内委員外議員	委員会として資料要求はしないこととする。他に質疑はあるか。 ① 焼却処理は一般廃棄物だけとするのか、産廃は全く入れないということなのか。今までエコバレーは両方を受けていたわけなので確認したい。 ② 規約の P 2、第 15 条の選挙管理委員会の関係だが、順序から見ると議員の選挙は選挙管理委員会が置かれてから行われるということではないと思う。滝川で言えば、3 人の議員を選挙するときに何の規約に基づいて選挙が行われるのかがよくわからない。選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔な者のうちから広域連合の議会において選挙するので、議会ができて選挙管理委員を決めないと選挙管理委員会ができないことになる。その辺の時間的なことについて伺う。また選任ではなく選挙をするということで、選挙管理委員会の場合は、議会が選任するのではなく選挙するということでもいいのかを改めて確認したい。
西村部長	① 今考えている焼却に産廃は含んでいない。 ② 第 15 条の選挙管理委員会の委員については、後ほど報告させていただきたい。
委員長	選挙管理委員会で選挙するのは、連合長と副連合長、監査委員のみではないのか。組合議会ができてからということでこのままでいいのではないのか。各自治体から派遣された議員でつくった組合議会が選挙管理委員会をつくって連合長、副連合長、監査委員を選ぶという意味ではないのか。
西村部長	連合長は、広域連合の場合は構成市町の選挙である。スタート時点での選挙管理委員会については、少し整理させていただきたい。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) 今の件については、後ほど調査して答弁することによってよい。(よし) (1) については報告済みとする。

2 その他について

委員長 何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第35回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 14:40